

本年4月27日から5月6日までの10連休における医療提供体制の確保に関する対応について

1 背景

平成31年4月27日から5月6日までの間は、10日間連続の休日（以下「10連休」という。）となることが決定したが、10連休においても引き続き必要な医療提供体制を確保することが重要であることから、医師会等の地域の医療関係者、都道府県・市町村等の行政機関等が有機的に連携して対応することが求められている。

2 国通知の主な内容（2～3ページ参照）

- (1) 10連休における医療提供体制に関する情報（二次救急に対応する医療機関等に関する情報等）について、2月中旬を目処に把握し、ホームページ等を通じて周知すること。
- (2) 各医療機関等に対し、満床時の引き受け等について医療機関等間で協議するよう求めること。
- (3) 10連休中に自施設が休診する場合に往診等の対応ができる他の医療機関を確保し、在宅患者へ適切に医療を提供できるよう医療機関間の調整及び患者への指導を促すこと。

3 県の取組

- (1) 沖縄県医師会と連携し、県内の全ての医療機関に対し、10連休中の診療予定について調査を行っており、整理ができ次第、医師会、薬剤師会及び薬品卸売り組合等の関係団体へ通知するとともに、医療関係者が参加する各地区地域医療対策会議等で周知する。また、県のホームページ及び報道機関を通じて広く県民に情報提供する。（4～5ページ参照）
- (2) 平成31年2月22日付け医政第1188号、「2019年10連休における在宅医療の提供体制の確保について」により、在宅医療を実施している病院及び診療所に対して、休診する場合の代替医療機関の調整、確保及び在宅患者の代替医療機関の連絡先等の周知について依頼している。（6～8ページ参照）

4 医療機関への依頼

- (1) 各医療機関等における満床時の引き受け等について医療機関等間で協議すること
- (2) 10連休中に行政機関や地域の医療関係者等の間で連絡を取ることができる体制（処方箋に疑義が生じた場合等に処方医と調剤を行う薬剤師とが連絡を取ることができる体制等を含む。）を確保すること。

医政発0115第1号
薬生発0115第2号
障発0115第1号
平成31年1月15日

各都道府県知事 殿

厚生労働省医政局長
(公印省略)
厚生労働省医薬・生活衛生局長
(公印省略)
厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部長
(公印省略)

本年4月27日から5月6日までの10連休における
医療提供体制の確保に関する対応について

厚生労働行政の推進につきましては、日頃から格別の御協力を賜り、厚く御礼申し上げます。

昨年12月14日に天皇の即位の日及び即位礼正殿の儀の行われる日を休日とする法律（平成30年法律第99号）が公布・施行されたことに伴い、本年4月27日から5月6日までの間については、10日間連続の休日（以下「10連休」という。）となることが決定したところですが、当該法律に係る国会の附帯決議を踏まえ、10連休においても引き続き必要な医療提供体制を確保することが重要であり、医師会等の地域の医療関係者、医薬品、医療機器等の卸売販売業関係者（以下「卸売販売業関係者」という。）、関係団体、関係機関、都道府県・市町村等の行政機関等が有機的に連携して対応することが求められます。

そこで、貴職におかれては、10連休において各地域で必要な医療提供体制が確保できるよう、各医療関係者、医療機関、薬局等と連携いただき、貴都道府県内の二次救急に対応する医療機関、三次救急に対応する医療機関、精神科救急に対応する医療機関、外来機能を担う医療機関及び薬局について、10連休における対応状況等を医療関係者や卸売販売業関係者、住民等に対して周知するなど、10連休における医療提供体制の確保に万全を期すため、下記に記載の内容について、対応に遺漏なきようお願いいたします。

なお、貴都道府県内の10連休中の医療提供体制が決定していない場合には、例えば休日等の医療提供体制について地域の関係者間で協議することとしているのであれば、当該協議を行う等、速やかに10連休中の医療提供体制について決定するようお願いいたします。

記

- 1 10連休において必要な医療が提供できるよう、地域の実情に応じて必要な医療機関、薬局等（以下「医療機関等」という。）が対応できる体制を構築すること。
- 2 貴都道府県内の10連休における医療提供体制に関する情報（二次救急に対応する医療機関、三次救急に対応する医療機関、精神科救急に対応する医療機関、在宅当番医制度や休日夜間急患センター等の初期救急提供体制、外来診療を実施する医療機関及び開局する薬局に関する情報等）について、関係者による二次医療圏ごとの協議会等の開催や地域の医師会、歯科医師会や薬剤師会への照会、個別の医療機関等への照会等の方法を通じて各医療機関等の承諾を得た上で、別添様式を参考に、2月中旬を目途に把握すること。
- 3 2において把握した10連休における医療提供体制に関する情報について、10連休までの間に、医療機能情報提供制度や薬局機能情報提供制度の公表システム、都道府県・市町村等の行政機関のホームページや広報誌等を通じ、医療関係者や卸売販売業関係者、住民等に対して十分に周知すること。なお、当該情報は医療機関等における医療従事者の確保や医薬品、医療機器等の供給等に重要な情報であるため、医療関係者及び卸売販売業関係者に対する情報共有は可能な限り早期に行うとともに、医療提供体制の確保に万全を期すため、病院群輪番制度や在宅当番医制度、当番薬局制度等に参画していない医療機関等の参画を促すなど適切に対応すること。
- 4 各医療機関等に対し、病床が満床になり患者の引受先が必要になる等の事態が発生する場合に備えた対応方針についてあらかじめ医療機関等間の協議の下で定めておくよう求めるとともに、10連休中に行政機関や地域の医療関係者等の間で連絡を取ることができる体制（処方箋に疑義が生じた場合等に処方医と調剤を行う薬剤師とが連絡を取ることができる体制等を含む。）を確保すること。
- 5 在宅医療を実施する医療機関に対し、10連休中に自施設が休診する場合に往診等の対応ができる他の医療機関を確保できるよう、必要に応じて、都道府県医師会や郡市区医師会等を通じ事前に調整しておくとともに、在宅患者に対して10連休中の自施設の連絡先及び自施設が休診時の対応先である医療機関の連絡先を周知しておくよう、指導すること。特に、人工呼吸器、酸素供給装置等を使用する在宅患者に対しては、当該機器の取扱事業者の連絡先も併せて周知しておくよう指導すること。
- 6 10連休中も必要な医薬品、医療機器等が医療機関等に供給されるようにするため、医療機関等と卸売販売業者等において適切に情報共有・連携を図るよう、関係者に周知すること。

保医第1117号
平成31年1月29日

一般社団法人沖縄県医師会長
県立病院
各医療施設
精神科救急医療情報センター長 } 殿

沖縄県保健医療部長
(公印省略)

本年4月27日から5月6日までの10連休における
医療提供体制の確保に関する対応について

本県の医療行政の推進につきましては、日頃から格別の御協力を賜り、厚く御礼申し上げます。

昨年12月14日に天皇の即位の日及び即位礼正殿の儀の行われる日を休日とする法律（平成30年法律第99号）が公布・施行されたことに伴い、本年4月27日から5月6日までの間については、10日連続の休日（以下「10連休」という。）となることが決定したところですが、当該法律に係る国会の附帯決議を踏まえ、10連休においても引き続き必要な医療提供体制を確保することが重要であり、医師会等の地域の医療関係者、関係団体、関係機関、都道府県・市町村等の行政機関等が有機的に連携して対応することが求められます。

つきましては、10連休中における医療提供体制に関する情報（二次救急に対応する医療機関、三次救急に対応する医療機関、精神科救急に対応する医療機関、在宅当番医制度や休日夜間急患センター等の初期救急提供体制、外来診療を実施する医療機関に関する情報等）を下記のとおり御報告下さるようお願い申し上げます。

なお、本調査の結果については沖縄県ホームページで公表するとともに、マスコミへ提供する予定であることを申し添えます。

記

- 1 報告内容 別紙様式
- 2 報告方法 別紙様式に貴管下医療施設の診療予定を記入の上、電子データを下記担当者までメールにて提出

※電子媒体は県医療政策課ホームページからダウンロードできます。

※医療政策課ホームページのURL

<https://www.pref.okinawa.jp/site/hoken/iryoseisaku/index.html>

※調査票は、「年末年始における医療施設の診療体制調べ」をもとに作成しました。

調査項目に、診療科目（精神科）・緊急連絡先を追加しましたのでご注意ください。

- 3 報告期限 平成31年2月15日（金）

担当：沖縄県医療政策課 医療班 高橋

e-mail:aa090603@pref.okinawa.lg.jp tel:098-866-2111

保 医 第 1188 号
平成 31 年 2 月 22 日

在宅医療を実施する病院・診療所・歯科診療所の長 殿
訪問看護ステーションの長 殿

沖縄県保健医療部
医療政策課長 諸見里 真
(公 印 省 略)

2019 年 10 連休における在宅医療の提供体制の確保について

平素から県の医療行政に対しご理解とご協力をいただき感謝申し上げます。

本年 4 月 27 日から 5 月 6 日までの間については、10 日間連続して休日となることが決定したところでありますが、10 連休においても引き続き必要な医療提供体制を確保することが重要でありますので下記の点に留意し、対応について遺漏無きようお願いいたします。

記

- 1 自施設が休診する場合の代替医療機関を調整、確保すること。
- 2 在宅患者に対して、休診時の自施設の連絡先及び代替医療機関の連絡先等を周知すること。特に、人工呼吸器、酸素供給装置などを使用する在宅患者に対しては、当該機器の取扱事業者の連絡先も併せて周知すること。

《担当》

沖縄県保健医療部医療政策課

企画班 座波

TEL : 098-866-2111

FAX : 098-866-2714

zawahata@pref.okinawa.lg.jp

保 医 第 1188 号
平成 31 年 2 月 22 日

沖縄県医師会長及び各地区医師会長
沖縄県歯科医師会長及び各地区歯科医師会長 殿
沖縄県看護協会会長

沖縄県保健医療部
医療政策課長 諸見里 真
(公 印 省 略)

2019 年 10 連休における在宅医療の提供体制の確保について

平素から県の医療行政に対しご理解とご協力をいただき感謝申し上げます。

本年 4 月 27 日から 5 月 6 日までの間については、10 日間連続して休日となることが決定したところでありますが、10 連休においても引き続き必要な医療提供体制を確保することが重要でありますので下記の点に留意し、対応について遺漏無きよう貴会員に対し周知いただくようお願いいたします。

なお、県が把握する在宅医療を実施する病院、診療所、歯科診療所及び訪問看護ステーションに対しては別途通知することを申し添えます。

記

- 1 自施設が休診する場合の代替医療機関を調整、確保すること。
- 2 在宅患者に対して、休診時の自施設の連絡先及び代替医療機関の連絡先等を周知すること。特に、人工呼吸器、酸素供給装置などを使用する在宅患者に対しては、当該機器の取扱事業者の連絡先も併せて周知すること。

《担当》

沖縄県保健医療部医療政策課

企画班 座波

TEL : 098-866-2111

FAX : 098-866-2714

zahawata@pref.okinawa.lg.jp